

事務事業の概要・計画 (PLAN)

事務事業名	参画協働推進事業	会計名称	一般会計				担当課	地域創生課		
		予算科目	2 款 1 項 7 目	事業番号	240			所属長名	松本宏	
事業評価の有無	<input checked="" type="checkbox"/> 評価対象事業 <input type="checkbox"/> 評価対象外事業 (事業の概要・結果のみ)						担当責任者名	閔木浩司		
法令根拠等	伊予市自治基本条例、第2次伊予市総合計画後期基本計画						実施期間	【開始】	令和/平成 17 年度	
総合計画での位置付け	参画協働推進都市の創造 市民が主役のまちづくり							【終了】	令和 年度(予定) ■ 設定なし	
総合計画における本事業の役割	市が基本的な制度に係る条例や計画を定める際に、広く市民等から意見を募り、当該条例又は計画に意見を反映することにより、市民が主役のまちづくりに努めるものとする。				事業の対象	市民、市内企業（事業所）、行政				
事業の目的	総合計画及び自治基本条例の理念のもと、本市が将来にわたり、自立し、持続する自治体として発展していくため、市民・団体・企業の参画・協働を促進する。				昨年度の課題					
事業の内容(整備内容)	執行機関が設置する審議会等に公募委員を設けるとともに、執行機関が制定・策定する条例・計画等について意見公募手続を実施し、政策形成過程における市民等の参画と協働を推進する。市民の意見によりサービスの達成度を測り、事務の改善や改革に取り組んでいくため、市民満足度調査を行う。				昨年度の課題に対する具体的な改善策					

事業活動の内容・成果（D0）

事務事業評価（CHECK）

新たな課題や当初の改善策に対する対応状況 (今年度の途中経過)			7月に地域力創造アドバイザーを起用し、住民及び職員の自治意識の醸成と住民主体の地域づくりの推進を図る。						
事務事業の評価	自己判定～担当責任者(一)	妥当性	目的の妥当性	5 施策の目的を果たすために必要不可欠な事業である。 4 概ね、施策の目的に沿った事業である。 3 この事業では施策の目的を果たすことができない。	4	合計点が 14～15 : S 10～13 : A 8～9 : B 5～7 : C 3～4 : D	A	事業成果・工夫した点	まちづくり団体に対して活動費を補助する「がんばる地域コミュニティ応援事業」を新設するとともに、補助団体間を横連携させてことで、地域における新たな取り組みの創造を目的として実施した。
			社会情勢等への対応	5 社会情勢等のニーズに合致する。又は、行政管理上必要な事業である。 4 社会情勢に概ね適合する。又は、行政管理上、概ね妥当である。 3 社会情勢又は行政管理事務に対応しておらず、見直しが必要である。	4			事業の苦労した点・課題	これまでの行政主導によるまちづくりから、住民主体のまちづくりへの移行への壁は高い。行政は住民に活動をまかせるのではなく、共に活動するという意識を醸成する必要がある。
			市の関与の妥当性	5 市が積極的に関与・実施すべき事業である。 4 今のところ市の関与・実施は妥当と判断できる。 3 市は関与しないで、民間や市民団体等に委ねるべきである。	3			事業の苦労した点・課題	これまでの行政主導によるまちづくりから、住民主体のまちづくりへの移行への壁は高い。行政は住民に活動をまかせるのではなく、共に活動するという意識を醸成する必要がある。
		有効性	事業の効果	5 市民生活の課題、又は行政内部の課題解決に大いに貢献している。 4 市民生活や行政内部の課題解決に向けて対応できている。 3 市民生活や行政内部の課題解決になっていない。	4	合計点が 14～15 : S 10～13 : A 8～9 : B 5～7 : C 3～4 : D	A	事業の苦労した点・課題	これまでの行政主導によるまちづくりから、住民主体のまちづくりへの移行への壁は高い。行政は住民に活動をまかせるのではなく、共に活動するという意識を醸成する必要がある。
			成果向上の可能性	5 既に相応の成果を得ているが、まだまだ成果向上の余地がある。 4 今後、成果の向上が期待でき、事業継続の必要がある。 3 目的は十分達成されており、事業継続の必要性は低い。	4			事業の苦労した点・課題	これまでの行政主導によるまちづくりから、住民主体のまちづくりへの移行への壁は高い。行政は住民に活動をまかせるのではなく、共に活動するという意識を醸成する必要がある。
	効率性	手段の最適性	施策への貢献度	5 施策推進への貢献は多大である。 4 施策推進に向け、効果を認めることができる。 3 施策推進につながっていない。	4			事業の苦労した点・課題	これまでの行政主導によるまちづくりから、住民主体のまちづくりへの移行への壁は高い。行政は住民に活動をまかせるのではなく、共に活動するという意識を醸成する必要がある。
			手段の最適性	5 現状では最善の手段であり、他の方策を検討する必要はない。 4 最適な手段であるが、更に民活、他事業との統合・連携等の検討の余地がある。 3 活動指標の実績も上がりず、効率的な手段の見直しが必要である。	3	合計点が 14～15 : S 10～13 : A 8～9 : B 5～7 : C 3～4 : D	B	事業の方向性	■ 事業継続と判断する。 □ 事業縮小と判断する □ 事業廃止と判断する (判断の理由) 意見公募については、自治基本条例により制度化されている。されに、市民の市政への参画機会の創出の観点からも、事業を継続すべきと考える。
			コスト効率	5 投入コスト以上の成果を得ており、コスト削減の余地は見当たらない。 4 コスト削減に向けた取り組みを実施し、それに見合う成果を得ている。 3 満足する成果にも達せず、まだまだ事業費・人件費の削減余地がある。	3			事業の方向性	意見公募については、自治基本条例により制度化されている。されに、市民の市政への参画機会の創出の観点からも、事業を継続すべきと考える。
		市民（受益者）負担の適正	市民（受益者）負担の適正	5 他の事例と比較し、財源・税負担も含め市民負担の検討の余地がある。 4 他の事例と比較し、財源・税負担も含め市民負担の検討の余地がある。 3 他の事例と比較し、財源・税負担も含め市民負担の見直しが必要である。	3	合計点が 14～15 : S 10～13 : A 8～9 : B 5～7 : C 3～4 : D	B	所属長の課題認識	成果指標については、本事業の趣旨を踏まえて見直しする必要がある。
			手段の最適性	5 現状では最善の手段であり、他の方策を検討する必要はない。 4 最適な手段であるが、更に民活、他事業との統合・連携等の検討の余地がある。 3 活動指標の実績も上がりず、効率的な手段の見直しが必要である。	3	合計点が 14～15 : S 10～13 : A 8～9 : B 5～7 : C 3～4 : D	A	所属長の課題認識	成果指標については、本事業の趣旨を踏まえて見直しする必要がある。
評価	一次判定～所属長(二)	妥当性	事業の効果	5 市民生活の課題、又は行政内部の課題解決に大いに貢献している。 4 市民生活や行政内部の課題解決に向けて対応できている。 3 市民生活や行政内部の課題解決になっていない。	3	合計点が 14～15 : S 10～13 : A 8～9 : B 5～7 : C 3～4 : D	B	事業の方向性	意見公募については、自治基本条例により制度化されている。されに、市民の市政への参画機会の創出の観点からも、事業を継続すべきと考える。
			成果向上の可能性	5 既に相応の成果を得ているが、まだまだ成果向上の余地がある。 4 今後、成果の向上が期待でき、事業継続の必要がある。 3 目的は十分達成されており、事業継続の必要性は低い。	3			事業の方向性	意見公募については、自治基本条例により制度化されている。されに、市民の市政への参画機会の創出の観点からも、事業を継続すべきと考える。
			施策への貢献度	5 施策推進への貢献は多大である。 4 施策推進に向け、効果を認めることができる。 3 施策推進につながっていない。	3			事業の方向性	意見公募については、自治基本条例により制度化されている。されに、市民の市政への参画機会の創出の観点からも、事業を継続すべきと考える。
		効率性	手段の最適性	5 現状では最善の手段であり、他の方策を検討する必要はない。 4 最適な手段であるが、更に民活、他事業との統合・連携等の検討の余地がある。 3 活動指標の実績も上がりず、効率的な手段の見直しが必要である。	3	合計点が 14～15 : S 10～13 : A 8～9 : B 5～7 : C 3～4 : D	B	所属長の課題認識	意見公募については、自治基本条例により制度化されている。されに、市民の市政への参画機会の創出の観点からも、事業を継続すべきと考える。
			コスト効率	5 投入コスト以上の成果を得ており、コスト削減の余地は見当たらない。 4 コスト削減に向けた取り組みを実施し、それに見合う成果を得ている。 3 满足する成果にも達せず、まだまだ事業費・人件費の削減余地がある。	4			所属長の課題認識	意見公募については、自治基本条例により制度化されている。されに、市民の市政への参画機会の創出の観点からも、事業を継続すべきと考える。
		市民（受益者）負担の適正	市民（受益者）負担の適正	5 他の事例と比較し、財源・税負担も含め市民負担の検討の余地がある。 4 他の事例と比較し、財源・税負担も含め市民負担の見直しが必要である。 3 他の事例と比較し、財源・税負担も含め市民負担の見直しが必要である。	4	合計点が 14～15 : S 10～13 : A 8～9 : B 5～7 : C 3～4 : D	A	所属長の課題認識	意見公募については、自治基本条例により制度化されている。されに、市民の市政への参画機会の創出の観点からも、事業を継続すべきと考える。